

7 補充

□ 概説

1. 教職員が補充されるのは、次の場合である。
 - (1) 産休補充 教職員が出産にともなう産前・産後の特別休暇をとる場合
 - (2) 育休補充 教職員が育児休業をとる場合
 - (3) 病休補充 教職員が長期にわたり病気休暇をとる場合
 - (4) 研修補充 教職員が研修のため長期にわたり出張する場合
 - (5) 介護休補充 教職員が介護休暇をとる場合
 - (6) 欠員補充 任用候補者名簿がない場合あるいは教職員が途中で退職又は死亡した場合
教職員が休職した場合（休職欠員補充）
 - (7) 同行補充 外国勤務を命ぜられた配偶者の外国への赴任に同行するための職務専念義務
免除が承認された場合
2. 補充は、臨時的任用による。
3. 臨時的任用職員の任免に関することは、教育振興事務所に委任されている。
(教育長の権限の委任に関する規定第3条)

□ 参考 -----

1. 産休補充
 - (1) 女子教職員が出産することとなる場合、任命権者は、出産予定の8週間（多胎妊娠の場合は14週間）前から、産後8週間を経過する日までの期間、当該学校の教職員の職務を補充させるため、校長以外の教職員を臨時的に任用するものとする。（産休法第3条）
 - (2) この臨時的任用については、地公法第22条第2～5項は適用しない。（産休法第4条）
2. 育休補充
 - (1) 任命権者は、育児休業の請求があった場合において、当該請求に係る期間について職員の配置換えその他の方法によって当該請求をした職員の業務を処理することが困難であると認めるときは、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うものとする。この場合第二号に掲げる任用は、当該請求に係る期間について1年を超えて行うことができない。
 - 二 当該請求の期間を限度として行う臨時的任用（育休法第6条）
 - (2) この臨時的任用については、地公法第22条第2～5項は適用しない。（育休法第6条）
3. 病休補充

1か月以上の病気休養を要する旨の診断書が出され、病気休暇を承認したときは、補充を申請することができる。
4. 研修補充

教諭・助教諭・養護教諭・事務職員・学校栄養職員が、1か月以上にわたり、

 - (1) 総合教育センター、大学、その他の研究機関で研修を受ける場合
 - (2) 文部科学省中央研修を受ける場合及び海外研修（長期）に派遣される場合は補充を申請することができる。
5. 介護休補充

1月を超える介護休暇が認められたときは、補充を申請することができる。